

令和3年高島市教育委員会第3回臨時会

【 会 議 録 】

令和3年8月18日

令和3年高島市教育委員会第3回臨時会会議録目次

(令和3年8月18日)

出席委員・出席事務局職員 .....	1
提出議案の題目 .....	1
議事日程 .....	2

(議事の経過)

日程第1 議第50号 令和4年度に小中学校において使用する教科用図書および小中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について .....	4
---	---

令和3年高島市教育委員会第3回臨時会会議録	
招集年月日	令和3年8月18日
招集の場所	高島市役所 新館3階 会議室11・12
開会	午後1時30分
教育長	上原 重治
教育委員会委員	小多 偕裕 三矢 艶子 川原林 正英 田邊 栄美子
教育委員会事務局職員	教育総務部長 日置 武司 教育指導部長 川島 浩之 教育総務次長 (教育総務課長取扱) 饗庭 眞二 社会教育課長 小川 祥枝 学校教育課長 饗庭 一弥 学校教育課指導主事 三宅 貴子 教育総務課参事 上原 真哉 教育総務課主事 末綱 美都
提出議案の題目	1. 令和4年度に小中学校において使用する教科用図書および小中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
委員提出議案の題目	なし
会議録署名委員	本臨時会の会議録署名委員は次の委員とした。 小多 偕裕 委員 川原林 正英 委員
閉会	午後2時31分

## 議事日程

令和3年8月18日（水）

午後1時30分 開会

第1 開会（挨拶）

第2 会議録署名委員の指名

第3 議事

日程第1 議第50号 令和4年度に小中学校において使用する教科用図書および小中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

第4 報告事項

報告第18号 高島市新旭水鳥観察センターの臨時休館について

報告第19号 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に伴う教育施設の対応について

第5 今後の日程

---

## 議 事 の 経 過

---

開 会 （午後1時30分）

（饗庭教育総務部次長）

定刻となりましたので、ただいまから、令和3年高島市教育委員会第3回臨時会を始めます。

それでは、開会にあたりまして、上原教育長からご挨拶をいただいたのち、議事日程により、会議の進行をお願いします。

（上原教育長）

委員の皆様には、大変お忙しい中を第3回臨時会にお集まりいただき、ありがとうございます。

停滞した前線の影響で、全国的に大雨による、浸水や洪水、土砂崩落が発生しています。また、16日早朝には、滋賀県北部を震源とする地震が2度発生するなど、本市においても、危機意識を高くもって、災害対策に臨んでいく必要性を強く感じています。

そして、新型コロナウイルス感染者が全国的に急増し、滋賀県もまん延防止等重点措置の対象となり、本市はその適用エリアに指定されました。このことから今回の臨時会は、新型コロナウイルス感染予防対策のため、教育委員会室ではなく、この広い会議室で進めたいと思います。

皆様には、新型コロナウイルス感染予防対策にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、少し前の話になりますが、夏休みに入ったばかりの去る7月25日、日曜日に安曇川町子ども会連合会主催のドッジボール大会の開会式に参加しました。毎年この時期に行われてきた伝統ある行事ですが、一昨年は熱中症、昨年は新型コロナウイルス感染症のため中止されていました。今年は、それぞれの予防対策を万全にして実施されました。保護者の方による審判とコートサイドでの応援、それに応えようとがんばる子どもたちの姿にコロナ禍で忘れかけていた姿を思い出しました。

先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症は予断を許さず、徹底した感染予防対策が必要であります。1日も早く新型コロナウイルス感染症を終息させ、子どもたちの笑顔が輝く本来の教育環境を取り戻したいと痛感したところです。

本日は、議事案件が1件、報告事項が2件となっておりますが、何とぞ、慎重審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、令和3年高島市教育委員会第3回臨時会の開会に当たりましての、挨拶とさせていただきます。

次に、会議録署名委員を指名します。小多委員、川原林委員、よろしくお願ひします。

それではこれより、議事に入ります。日程第1 議第50号 令和4年度に小中学校において使用する教科用図書および小中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について、を議題とします。饗庭学校教育課長。

(饗庭学校教育課長)

それでは、議第50号についてご説明申し上げます。資料1ページをご覧ください。本議題は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定により、令和4年度に小中学校において使用する教科用図書および小中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択することにつきまして、議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。これは、高島市教科用図書選定委員会からの答申を受け、採択案としたものであります。2ページは令和4年度に小学校において使用する教科用図書、3ページは令和4年度に中学校において使用する教科用図書、4ページ～6ページは令和4年度に小学校の特別支援学級において使用する教科用図書、7ページ～9ページは令和4年度に中学校の特別支援学級において使用する教科用図書でございます。本件は、これらの案につきまして、ご審議いただくものでございます。

次に、別冊資料についてであります。これは、高島市教科用図書選定委員会におきまして、調査研究員が調査研究いたしました結果を一覧にまとめたものでございます。1ページから8ページまでは中学校「令和4年度使用教科用図書観点別調査研究結果」の資料です。これは、高島市の調査研究員が中学校の社会、歴史的分野について観点別に調査研究した結果を一覧表にまとめたものです。

小学校および中学校の特別支援学級用の教科用図書に関しましては、9ページから21ページの「令和4年度使用教科用図書調査研究結果」を用意しています。これにつきましても、高島市の調査研究員が調査研究した結果をまとめたものです。資料の説明は以上でございます。

元の資料2ページにお戻りください。はじめに、小学校の教科用図書について説明いたします。令和4年度に小学校において使用する教科用図書については、同法第14条の規定等に基づき、令和元年度に採択された教科用図書と同一の教科用図書を採択することとなっております。2ページの一覧表のとおりでございます。

次に3ページをご覧ください。令和4年度に中学校において使用する教科用図書について説明いたします。同法第14条の規定等に基づき、令和2年度に採択

された教科用図書と同一の教科用図書を採択することとなっています。ただし、「社会（歴史的分野）」については、文部科学大臣の検定を経て、今年度、新たに自由社から教科用図書が発行されることを受けて、中学校用教科用図書「社会（歴史的分野）」に限り、採択の手続きを取らせていただきました。

昨年度の7社に、今年度自由社から発行された教科用図書を加え、8社の歴史教科用図書について昨年度の調査研究結果も活用して調査研究が行われ、選定委員会において、現在使用しております帝国書院発行の教科用図書が最も適切であるという選定結果を教育委員会に答申として提出されております。

別冊の1ページをご覧ください。帝国書院の教科用図書は、時代ごとの導入に工夫があります。見開きで構成された「タイムトラベル」は生徒の興味関心をひくだけでなく、「前の時代と比べて特色を考える」ことや「二つの時代を比べて特色を考える」ことができます。これらの比較により、「歴史的な見方・考え方」をはたらかせて特色をつかむことができ、当時の人々の生活を想像したり資料から学習内容を見通したりできるようにしています。本文ページについては、見開きで「導入」、「学習課題」、「本文」、「確認しよう」、「説明しよう」の流れで構造化され、基本的な知識や概念を主体的に習得しやすいように配慮されています。各章の終わりに、その時代に応じた「歴史的な見方・考え方の例」を提示し、その章の特色が捉えやすい工夫がなされています。同時に学習のまとめとして、年表や地図、図版を用いて学習内容を振り返らせる工夫や時代を大きくとらえることができる課題が設定されています。さらに、特設ページ「歴史を探ろう」を活用することで、中央の歴史だけでなく、地域や民衆の視点からもみることができ、多面的多角的にとらえることができます。

このように、各章のまとめ学習では、「歴史的な見方・考え方」を働かせて考察するような課題のバリエーションが豊富に用意されています。

また、北海道地方や沖縄地方の歴史について、古代から現代まで一貫して取り上げられていることや、民衆の視点も取り上げられていることは、人権学習の上からも重要であると考えます。

なお、帝国書院を含め、8社の調査研究結果の詳細については、1ページから8ページまでの資料としてまとめています。

以上、令和4年度に中学校社会、歴史的分野において使用する教科用図書とその選定に係る理由をご説明いたしました。

次に、9ページをご覧ください。令和4年度に小学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書とその理由をご説明申し上げます。

教科書の選定の範囲は、通常の学級で使用されている文部科学省検定教科書に加えまして、文部科学省著作本ならびに一般図書の3種類からとなっております。

国語科ですが、文部科学省の検定本につきましては、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の領域ごとにまとめて配列され、生活全般に関する内容が学習しやすく工夫されています。通称「☆本」と呼ばれる著作本については学習指導要領における特別支援学校(知的障害)の内容と段階に対応して構成されており、小学校では☆(★一段階)から☆☆☆(★三段階)まであります。一般図書については、個々の実態に応じて選択することができるように配慮しました。選んだ図書は、ひらがなや片仮名・漢字などが、児童の発達や特性に合わせて、段階的に指導できるように工夫されています。日常生活の身近な題材や、他の教科の内容と関連させながら学習することができるものもあります。国語科のカード類については、文字に興味を持ち、繰り返し読んだり言葉づくりをしたりすることができ、「物と文字」、「事象と文」を関連付けて学習できるため、入門期の教科用図書として有効であると考えます。

書写は、検定本と併せて、くもん出版のカード類を挙げています。カードの上から直接フェルトペンで書いたり、くぼんだ文字を指で触ったりすることで文字の形を整えて書く反復練習を可能にするものです。

社会科および地図は、子どもたちの生活経験や知識の幅・内容等を考え、検定本の他に数冊挙げています。産業や暮らしについては内容の幅が広く、1冊の図書だけで学ぶことは難しいと考えられますが、「地図」として選んだ一般図書とともに学ぶことで理解しやすくなると考えます。また、キャリア教育の観点から、児童が自分の適性や新たな一面を知り、将来の仕事を考える時の一助となるように構成されている図書を選びました。

算数科ですが、検定本や、☆(★一段階)から☆☆☆(★三段階)までの著作本が、数の概念などを理解するうえで子どもの実態と合わない場合は、一般図書から選びます。基礎的な算数の概念を、日常生活と結びつけながら、系統的に学習できるように構成されているもの、また、具体物の挿絵や文章表現が分かりやすく、発達段階に即して指導できるように工夫されているものを選びました。

理科においては、検定本の他に、生き物や自然、実験や観察に興味の持てる内容の一般図書を採用したいと考えました。表現が易しく、挿絵や写真を使って理解しやすい内容になっているものを選んでいきます。

生活科は、検定本の他にカード類を挙げています。生活に必要な身近な事物や基礎的な知識をカード形式で示してあり、生活単元学習や自立活動等の時間にも有効に活用できるものを選びました。今回、子どもたちの生活にかかわりの深い場所が集められた「お店カード」と、学校生活や地域社会の中で活用でき、将来にわたって生きる力を育める内容の図書「せいかつの絵じてん」を加えました。

音楽科は、多くの児童が交流学級との交流授業を行っていますが、交流授業に参加できない児童が自教室でいつでも音楽に親しめるものを選びました。幅広く



選曲されており、手遊びなどをしながら歌に親しめる内容になっています。

図画工作科も、多くの児童が交流学習を行っています。検定本でも造形遊びが非常にたくさん挙げられており、図説や写真も豊富で、いろいろな活動が示されています。ただ、技能的に未熟で支援を要する児童もいるという実態から、児童が一人でも楽しみながら制作活動できるような内容の図書を一般図書として選びました。

家庭科は、検定本の他に、写真を多用し、短い言葉で説明してあり、児童にとって分かりやすい構成となっている一般図書を選びました。今回新たに加えた「共に生きる家庭科」や「ひとりでできるよ！図鑑」は日常生活の様々な場面が網羅され、生活に必要な基礎的知識と技能および、態度が身につくようにまとめられています。

保健は、自立活動と関連する場面が多く、自立活動では「健康の保持、環境の把握、身体の動きの理解等」が目標とされています。今回新たに加えた「からだのふしぎしりたいなⅡ からだのなかどうなってるの？」では、からだの仕組みや機能について、「からだのふしぎしりたいなⅡ おとこのこ おんなのこ」では、性について、大きなイラストや図を使って分かりやすい説明がされています。

外国語科は、多くの児童が交流学習を行っていますが、交流授業に参加できない児童が自教室でいつでも外国語に親しめるものを選びました。今回新たに加えた「小学生の英単語レッスン これ英語でなんていうの」「小学生の英語レッスン 絵で見て学ぼう英会話」「はじめてのえいかいわえほん」は、日常生活でよく使われる、身近で簡単な単語や文を、付属のCDやタッチペンで聴くことができます。繰り返し聞いて自分で発音し、学習できるよう工夫されています。

道徳科は、検定本の他に日常生活と照らし合わせながら考えられる物語文を扱った図書と、社会生活に必要な言語活動の充実が図れる言葉の絵本を一般図書に挙げました。どの図書も具体的にイメージしやすい、イラストや挿絵が使われており、児童に親しみやすい構成となっています。

最後になりますが、視覚的なハンディキャップを支援するための拡大教科書については、引き続き、一覧表に掲載しています。「国語」、「書写」、「社会」、「地図」、「算数」、「理科」、「生活」、「音楽」、「図画工作」、「家庭」、「保健」、「外国語」、「道徳」を挙げています。

次に、13ページをご覧ください。令和4年度に中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書とその理由をご説明申し上げます。

まず、文部科学省著作本については、国語科、数学科、音楽科があり、絵や写真などが豊富で、興味をもって学習に取り組めるよう配慮されています。また、身近な生活場面が数多く取り扱われており、多くの活動で活用できると考えます。

今年度から使用可能となった、☆☆☆☆☆（★五段階）の教科書については、より発達段階に応じて学習できるよう工夫されています。社会に出たときにも役立つ内容が多く盛り込まれていて、比較的知的障害の軽い生徒には効果的であると考えます。

視覚的なハンディキャップを支援するための拡大教科書については、令和4年度に支援を要する生徒が在籍する可能性を考慮し、引き続き、一覧表の一般図書の欄に掲載しています。

次に、拡大教科書以外の一般図書について説明いたします。

まず「国語科・書写」ですが、中学校の特別支援学級に在籍する生徒は知的障がい程度が幅広く、特に国語科の学習においては、それぞれの生徒の能力や発達に応じた教科書を選択できるように配慮いたしました。

「くらしに役立つ国語」、「ひとりだちするための国語」は、電話の使い方や手紙の書き方から、人の話を正しく聞く、メモをとる、というような日常生活の中で目的や場に応じたコミュニケーションの練習ができ、日常生活や卒業後に役立つテキストになっています。表現は分かりやすく簡潔で、まぎらわしい言い回しも比較対照して整理され、理解しやすくなっています。比較的軽度の知的障がいがある生徒に適切です。

今回は筆圧が弱かったり、直線や曲線を描くことが苦手だったりする子どものために「高嶋式子どもの字がうまくなる練習ノート」を新しく加えました。直線や曲線の運筆練習から始まり、ひらがな、数字、カタカナ、漢字へと内容が配列され、徐々に複雑なものに進んでいきます。漢字を書く反復練習には一つ置きに薄く文字が印字されているため、ワーキングメモリーが低い生徒も書き間違いが少なく練習ができます。

「社会科」、「地図」では、地理的分野、歴史的分野、公民的分野の教科書を選択できるよう配慮しました。

「月がおしえる地図の絵本 これだけはしっておきたい世界地図」と「日本地図」は、地図上に世界や日本の地理的事象や社会状況が示されており、地域や社会の様子が理解しやすくなっています。また、ページの初めに記載されている表題をもとに、生徒が日常の課題解決学習を進めることができます。

「地図」の「ドラえもん ちずかん①にっぽんちず」は、表記がひらがなで、人気アニメキャラクターの絵もあり、発達年齢の若い生徒のために選定いたしました。地方ごとにクイズがあり、調べ学習への意欲付けにも活用ができるものになっています。

「数学科」につきましては、国語科と同様に、生徒の能力に応じて教科書を幅広く選択できるように考えました。

「ひとりだちするための算数・数学」は基本的な項目と身近な生活場面で学ぶ

項目に分かれていて、長さや重さをはかる、カレンダーを読む、お金の計算をするなど、視覚的、体験的な学びにつながるように工夫されているとともに、日常生活に必要な事柄を学ぶことができるようになっています。

「理科」につきましては、生活場面で出会う具体的なものを教材として取り上げ、よく精選・集約されたものを挙げています。学習内容がわかりやすく、主体的に問題解決できるように工夫されています。

今回新たに加えた「くらしに役立つ理科」は、健康・自然・便利なくらしなど日常生活に関わるテーマが多く、生徒が興味・関心をもって学習ができるように工夫されています。他の一般図書同様、難しい漢字にはルビがふってあり、図やイラストなどの資料が適切に設けられていて、視覚的支援により学習を進めやすくなっています。

中学校においては、「音楽科」、「美術科」、「保健体育科」、「技術・家庭科」は、通常の学級との交流学习という形で学習を進めることが多いため、検定本を使用することが多くなっています。内容的には、やや難しい分野もありますが、これまでも特別支援学級の担任が事前に個別で補足説明をしたり、実技指導をしたりするなどの配慮をしながら学習を進めています。

「音楽科」については、拡大教科書以外の一般図書は挙げていません。

「美術科」については、鑑賞と制作について一般図書を1冊ずつ挙げました。

「世界のart図鑑」は、アーティストの紹介や作品の大きさを示すマークがあり、多様な視点から作品を鑑賞することができると思います。「作ってみよう！リサイクル工作68」は、見開き一工作で完結しているため、集中しやすい構成になっています。

「保健体育科」の「イラスト版 体育のコツ 運動が得意になる43の基本レッスン」は、大きく見やすいイラストと、わかりやすい解説がなされています。手本を見て真似することが苦手な生徒に効果的であると考えられます。

「技術・家庭科」の技術分野および家庭分野につきましては、いずれも2冊の一般図書を挙げました。

「ひとりだちするための調理学習」は、初めてでもスムーズに料理ができるように、基本的な調理方法を学びながら、少しずつ新しい道具が使えるようにしているところなどに工夫が見られます。また、要点が絵を用いて分かりやすく示されており、生徒が自分で読めるようにも配慮されています。

「英語科」の、「親子ではじめる英会話絵じてん①、②」は、日常的によく使っている会話を取り上げ、「書きことば」ではなく「話しことば」に重点を置き、文法にこだわらず、気軽に英会話が楽しめるようになっています。また、マンガの形式を使用し、登場人物の生き生きとした表情から、会話表現のニュアンスが伝わりやすくなっています。

「道徳」につきまして、特に知的学級在籍の生徒は、個々の理解に幅があり、使用する図書の選択が難しいのですが、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと、道徳的諸価値についての理解を図ること、道徳的な判断力・心情・実践意欲と態度を育てることという目標を踏まえて挙げております。今回新たに加えた3冊の一般図書のうち、「よのなかルールブック」、「もっとよのなかルールブック」には、厳しい社会を生きていく子どもたちが、大人になるまでに身につけておきたい50の習慣が、簡潔で分かりやすい言葉やイラストで書かれています。

調査の結果は以上になりますが、全体的に近年出版された比較的新しい一般図書が選択されています。社会の変化に合わせた新しい情報に基づいた内容、きれいでわかりやすい写真や画像、ルビがふってあることなど、新しい一般図書には多くの工夫が見られます。

以上、小学校および中学校の特別支援学級において使用する教科用図書と採択に係る理由を説明申し上げます。

教科用図書の採択にあたりましての資料の説明につきましては、以上でございます。

(上原教育長)

それでは、ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。川原林委員。

(川原林委員)

ご説明いただきありがとうございます。まず、中学校の歴史的分野の教科書については、この度、帝国書院の教科書をとということで答申していただいております。この答申結果の中にもありますように、多面的・多角的にとらえようというかたちで、他者と話し合いながら、様々な角度から考察できるような課題設定がされていると。偏った見方ではなく、色んな見方ができるようにしているところやアイヌ民族等に関する人権学習もできるということも含めて、帝国書院の教科書がよいのではないかなと思うところであります。

また、高島市の教育大綱の中にあるように、中江藤樹先生についての記載がされていることで滋賀県の歴史学習ができることや、本市では一人一台のタブレット端末を配っており、QRコードが載っているためICT機器を活用できるということから、ベストなのではないかなと思います。こういった歴史の教科書にはたくさんの資料が入っていると思いますが、答申結果の総合所見にも書いてありますように、一時間の学習を行ううえで、適切な分量となっているところもよいのではないかなと思います。以上です。

(上原教育長)

ありがとうございます。他にございませんか。小多委員。

(小多委員)

学習指導要領にも記載の、「歴史的な見方・考え方」として、時代の比較に関わってということで、帝国書院の教科書については、タイムトラベルページというのがあり、34、35ページ、48、49ページにもありますが、それぞれ、見開きで人々の暮らしが図で示されています。右上の部分については、少し細かい字ですが、小学校で学んだ出来事の思い出しというかたちで記載されているということや、前の時代と比べて特色を考えられるようなポイントも記載されているという点が見受けられます。そういったポイントを押さえるということに力点を置かれた特徴のある教科書ではないかなと。子どもたちが興味を持って時代の変化を比較できる仕掛けが取り入れられているのが非常によいのではないかなと考えます。各タイムトラベルのページを見ると、QRコードもありますし、子どもたちは一人一台のタブレットを使えるということで、自ら検索、調べることができると思いますし、本市の状況にマッチしているというのか、活用しやすい特徴ではないかと思しますので、採択していただけるのは、ありがたいかなと。

(上原教育長)

ありがとうございます。お二人の委員からご意見を頂戴しましたが、私の方からも質問します。

令和3年1月26日に中央教育審議会の答申が出ていると思います。「令和の日本型学校教育の構築を目指して」と。その中では、学校教育の姿について、所謂、目指す学校教育の姿について、個別最適な学びという表現がございますが、この部分について、帝国書院の教科書において配慮されているところがございましたら、教えてください。饗庭学校教育課長。

(饗庭学校教育課長)

ただいまのご質問の、個別最適な学びにおいて配慮されているところということですが、選定委員会、調査研究委員会等で挙がっていることをご報告します。まず、先ほどから話題にありますQRコードについてですが、タイムトラベルのページにあるQRコードについては、現在各小中学校に配備しておりますタブレット端末で読み取り、この図がデジタルで取り込めるというものになっております。調査研究委員会でも出ていましたが、デジタルに取り込むことができ、デジタル上で作業ができることにより、子どもたちが注目したり、グループ活動の中で注目する箇所をクローズアップしたり、ということが出来ますので、グループ

活動においても、個別の調べ学習においても、取り組みやすいようになっているという報告を受けております。以上でございます。

(上原教育長)

はい。ありがとうございます。その他、ございますか。田邊委員。

(田邊委員)

知識や概念を主体的に取得しやすいように配慮されているとありました。私たちが今まで経験してきた、私たちの子ども時代という、先生からここを覚えておきなさいということで、必死になって記憶した覚えがあります。覚えるということがすごく重要視されていた時代でしたが、今の学習指導要領での学びというのはちょっと違って来るんですよね。帝国書院の教科書においては、具体的にどのような工夫がされているのかということをお教えいただけたらと思います。

(上原教育長)

饗庭学校教育課長。

(饗庭学校教育課長)

ただいまのご質問につきまして、主体的に学習しやすい工夫という点でお答えをしたいと思います。調査研究委員会並びに選定委員会での説明によりますと、教科書の見開きページの中でいろいろな仕掛けがされており、授業等で先生方が使いやすいという報告を受けております。例えば、「導入」といって、授業のはじめの興味づけの資料がしっかりと提示されており、そこから単位時間のねらいやテーマが導きやすく、扱いやすいという報告がありました。また、授業のまとめの中で、確認あるいは説明のテーマが設定されているため、子どもたちの学習のまとめや話し合い学習のテーマとしても説明しやすいということで、主体的に学びを深めるための仕掛けがなされているという報告もを受けております。以上でございます。

(上原教育長)

田邊委員。

(田邊委員)

特別支援学級で使用する教科書について、先ほど説明のあった、子どもたちに必要な内容というのがすごく配慮されているなと思いましたし、選んでいただいた中で、今子どもたちが必要とする内容、学習しなければいけない内容が含まれ

ている上で、その先に、今は支援を受けなければならない子どもたちが将来に向けて必要としてくる内容も入っているのではないかなという印象を受けまして、とてもいい教科書を選んでいただけたなと思いましたので、感想を述べました。ありがとうございます。

(上原教育長)

他にございますか。三矢委員。

(三矢委員)

主体的な学びについてお話が出ていたのですが、新学習指導要領では、主体的、そして対話的で深い学びが重要であると言われていています。先刻からのお話の中で、子どもたちの興味をもとにとか、主体的に学ぶことについては、色々な工夫があるということがわかってきました。自ら興味を持って調べたり考えたりしたことは、誰かに話してみたくくなりますよね。対話的な学びということについても、帝国書院の教科書はたくさん工夫があると思いました。先ほどのお話にもありましたが、一単位時間の見通しが明確で、日々の授業の中で話し合いの時間が持てるとか、章の最後の方には、説明のポイントをステップごとに示してまとめのガイドがある、3つか4つか、それぞれのステップがあって、キーワードを探しながら括弧の中に言葉を記入していけばまとめることができ、素晴らしいと思いましたし、未来に向けてテーマごとにたくさんのコラムが用意されていました。それから特設ページ等、対話的な学びが深まるような手立てというか、きめ細かな仕掛けや資料が豊富だと思いました。なんといっても、聞いているだけの授業ではなくて、日々の授業の中で、ペア、グループ、クラスで話し合いをするというのは、簡単なようでとれない時間だと思うのですが、そのことにより、一人では思いつかなかったような考えや情報に気づくことができるという、自分の考えをしゃべってはじめて深まるということができていくのではないかなと思います。視野を広げていく、それから人間的にも成長してほしいなと思いますので、大変いい教科書だなと思って拝見しておりました。

(上原教育長)

田邊委員。

(田邊委員)

私も同じ意見です。三矢委員が仰ったように、人に説明する力というのは、すごく必要になってくると思うんです。どの教科書にも言えることだと思うのですが、人に説明するということは、自らが理解していないと大変なことです。生徒

さんの中には口の達者な方もいらっしゃるし、しっかり理解している方もいらっしゃると思いますが、理解しているんだけどなかなか言葉に出して話すことができない、また、話をする場を与えてもらえないという方もいらっしゃると思います。理解をして、子どもたちが皆の前で話す、教科書には説明するとあったんですが、私はそこが気に入っています。理解をして皆に話をする、先生に話をするということは、先生にとっては、その子どもさんたちがどれだけ理解しているか知ることに繋がります。また、成長して人の前で話したりするための言語力にも繋がるとと思います。その点、帝国書院の歴史の教科書には、「説明しよう」という投げかけがあるので、日々の授業の中に組み込みやすいと思います。今必要な力、また、子どもたちが今から将来に向けて必要となってくる力をつけていくことができるのではないかと思います、いい教科書を選んでいただけたかなというふうに感じました。

(上原教育長)

ありがとうございます。三矢委員。

(三矢委員)

感想です。人に説明する力や人と協働する力は、大事な力です。話し合ったり、考えを深めたりするときに何が大事かということ、溢れる資料や情報の中から必要なものを選び出す、それを皆で共有する。共有してはじめて話し合いの土台に立てる。そのシステムって大事なことだと思っていますが、この教科書と一人一台端末等を使ってそういうことも可能かと思っています。今を生きる子どもたちが教科書やICT機器を使って歴史、つまり過去の出来事等を、「歴史的な見方・考え方」を働かせながら学んでいくということは、過去、現在と連なっている中で、今度は未来の社会や人々の営みについても考えることに繋がっていくのではないかなと思います。以上です。

(上原教育長)

ありがとうございます。他にございますか。小多委員。

(小多委員)

去年のこの日に、教科書採択の議題があり、その場で質問させていただいたことでもあるのですが、小中一貫教育の関連ということで、小学校6年生と中学生との繋がりについてです。5教科における出版社の変更となっていたんですけども、そのときに説明いただいたのが、小、中学校の繋がりの中で、授業参観あるいは定期的な授業研究を行っていくということだったかと思いますが、その後、



一年間経過した中でどういう状況になっているのかということと、研究会、授業参観の頻度はどうなっているのか、改めて確認させてもらえますか。

(上原教育長)

饗庭学校教育課長。

(饗庭学校教育課長)

ご質問の小中の繋がり、特に教科書の出版社の繋がりにつきましては、小学校での扱いやすさ、中学校での扱いやすさというかたちで、小中それぞれの選定において尊重されていると考えております。授業の中での使い方、繋ぎの部分につきましては、小中の共同授業研究会や教科の部会等で研究を進めていただいているところです。特に学区の中で小中の教科についても研究を進めていただいているところですが、残念ながら昨年度はコロナ禍における感染症拡大予防の観点から、なかなか授業を大勢の人数で参観するという取り組みが一旦ストップしております。そのあたりについては、なんともお答えのしようがないんですけれども、頻度ということでございますと、コロナ前と現状では明らかに落ちています。そのあたりについては、ご心配をいただいているとおり、今後、この状況下でどのようなかたちで研究を進めていくことができるのかということについては、工夫、改善していかなければならないと考えています。以上です。

(上原教育長)

他にございませんか。三矢委員。

(三矢委員)

小中一貫については、高島の教育の特徴として皆さんに頑張ってもらっている内容なんですけれども、それと同じくらい大事なポイントで、市内すべての学校がコミュニティ・スクールになっています。身近な社会的な課題、SDGs等、いろいろな問題について、地域の大人も一緒に学んで、「歴史的な見方・考え方」を働かせて、様々な人々と共に協働しながら高島の未来について考えていきたいといいますか。高島から世界、それから地球の未来に向かって考えていけるような学習ができたらいいなと。子どもも大人も共に学んでよりよい社会になるように進んでいけたらいいなと、ご説明と委員の皆さんのご意見等聞きながら、そういうふうに思います。最後になりますが、特別支援学級において使用する一般図書等についても、拝見している中で、一人ひとりの児童生徒の発達段階、状況に合わせて興味関心をもって学べるように丁寧に選んでいただいたと思います。ありがとうございます。

(上原教育長)

他にございませんか。

ないようですので、これより、議第50号 令和4年度に小中学校において使用する教科用図書および小中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について、お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

(上原教育長)

挙手全員です。よって、議第50号 令和4年度に小中学校において使用する教科用図書および小中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択については、原案のとおり可決しました。

次に、報告事項に入ります。報告第18号 高島市新旭水鳥観察センターの臨時休館について、説明をお願いします。小川社会教育課長。

(小川社会教育課長)

それではご説明させていただきます。10ページをお開きください。高島市新旭水鳥観察センターの臨時休館について、でございます。報告第18号 高島市新旭水鳥観察センターの臨時休館について、高島市新旭水鳥観察センターの設置および管理に関する条例第11条の規定に基づき、高島市新旭水鳥観察センターの臨時休館を定めたので報告します。

1. 高島市新旭水鳥観察センターの臨時休館日は、令和3年8月23日月曜日、25日水曜日および26日木曜日でございます。なお、24日火曜日は定休日のため、23日月曜日から26日木曜日まで4日間通しての休館となります。

2. 休館理由としましては、施設内のリニューアル作業、フロアワックス掛けならびに備品および所蔵物の点検、補修、修理等を行うためであります。リニューアル作業では館内のレイアウト変更も行うことから数日を要するものであります。

3. 利用者への周知方法については、ホームページと館内ポスターの掲示により周知を図ります。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。ございませんか。

ないようですので、続きまして、報告第19号 新型インフルエンザ等対策特

別措置法に基づく協力要請に伴う教育施設の対応について、説明をお願いします。  
日置教育総務部長。

(日置教育総務部長)

それでは、説明いたします。11ページをお願いします。報告第19号 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請に伴う教育施設の対応について、令和3年8月5日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づき、滋賀県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定され、高島市も同法第31条の6第1項に基づく措置の対象となり、同年8月6日に滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部長から営業時間の短縮等の協力要請があったことを受けまして、教育委員会の所管施設の利用時間の短縮について、高島市新型コロナウイルス感染症対策本部に諮りましたところ、別紙のとおり新型コロナウイルス感染症対策に係る対処方針が変更されまして、教育施設の開館時間を短縮いたしましたので、ご報告いたします。

資料といたしまして、一番目が開館時間を短縮した教育施設として別紙1、二番目に滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部長からの協力要請についてということで別紙2、三番目に新型コロナウイルス感染症対策本部の対処方針についてということで別紙3を添付しております。

ページをめぐっていただき、12ページです。新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき対応する教育施設ということで、通番1の高島市民会館から通番34の安曇川図書館までの34施設、それぞれ20時以降開館なり利用ができる施設につきまして、その利用時間を20時までとするものでございます。この内容につきましては、13ページの別紙2の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請ということで、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部から文書が出されております。内容については、関係箇所のみ報告いたします。

1番は感染症対策の徹底、2番は施設事業所における感染防止策の徹底、14ページの3番は外出について、4番はイベント開催について、こちらについては、規模が5,000人というものでございまして、該当するような規模のイベントは教育委員会ではございません。15ページの営業時間の短縮についてということで、(1)が飲食店等に対する営業時間短縮、16ページの上に(2)飲食店以外の施設に対する営業時間短縮、16ページは商業施設に関することですので、17ページのイベント関連施設ということで、施設の種類として劇場・映画館等の第4号、集会施設等の第5号、展示施設等の第6号、飛ばしまして、運動施設等の第9号、博物館等の第10号が対象となっております。それぞれの基準につきまして、1,000㎡を超えるもの、そして1,000㎡以下につきましては、法

に基づかない協力の呼びかけというような区分があります。ただ、公共施設でこの1,000㎡を基準に判断することが非常に難しいということがありましたので、1,000㎡超と同じ時間の20時までということで対応を考えたところがございます。そして、県からの要請を受けまして、次の18ページ、別紙3で新型コロナウイルス感染症対策に係る対処方針、これは令和3年8月6日に変更されております。変更点には傍線を付けています。前文は現在の新型コロナウイルス感染症の現状について内容を改めたものでして、特に教育委員会に係る部分につきましては、下方、県と連携した事業者等への要請の(2)飲食店以外の施設に対する営業時間の短縮の要請ということで、期間は令和3年8月8日曜日から同年同月31日火曜日、対象施設は商業施設、イベント関連施設、ここに集会施設、運動施設、展示施設等を含むという内容で、20時までの営業時間短縮を要請という内容になっております。市全体の内訳としては、次の19ページに、営業時間の短縮要請にともない閉館時間を変更する市の公共施設として、集会施設等、公民館等が20施設、展示施設、市民会館等が3施設、運動施設が17施設、博物館等が1施設、複合施設が3施設となっております。この他、学校、会議やイベントに対する対応方針もございますが、そちらについては変更ございませんので、これまでどおりの取扱いとなり、今回については、時間を短縮したのみとなっております。その他の変更点については、ワクチンの種類について等にもありますが、その内容については、資料の内容をご確認いただきたいと思っております。以上でございます。

(上原教育長)

ご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。ございませんか。ないようですので、続きまして、「5. 今後の日程」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局、上原教育総務課参事が内容説明)

(上原教育長)

以上で本日予定しておりました臨時会の内容は、すべて終了しました。これをもちまして本日の臨時会を終了します。

臨時会終了                      午後2時31分